訓

令

目 次

規 則

- ○福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- ○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

- ○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
- ○自衛官採用試験 を定める件 (自衛官候補生 (男子)) の試験期日及び試験会場
- ○自衛官採用試験 を定める件 (自衛官候補生 (女子)) の試験期日及び試験会場
- ○自衛官採用試験 (一般曹候補生) の試験期日及び試験会場を定める
- ○自衛官採用試験(航空学生)の試験期日及び試験会場を定める件
- ○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件
- ○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出 があった件
- ○生活保護法による指定介護機関が指定を辞退した件 ○生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件
- ○道路の区域を変更する件言 件
- ○道路の供用を開始する件
- ○土砂災害警戒区域の指定を解除する件
- ○土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件

公

- ○一般競争入札を行う件
- ○県営土地改良事業の工事が完了した件
- ○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日)

福島県規則第五号

福島県事務委任規則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

(昭和四十四年福島県規則第十八号)

0)

部を次のように改正す

を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

福島県知事

内

堀 雅

雄

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県県営住宅等条例施行規則

0)

部

規

則

に加える。

第六条第十五号中山を16とし、

(8)から(10)までを(3)から(5)までとし、

⑦の次に次のよう

立 ユ

第二十五条の七の規定による指導及び助

第二十五条の五第二項の規定による命令

第二十五条の八第三項の規定による命令 第二十五条の八第一項の規定による勧告

一十五条の九第

一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問

(12) (11) (10) (9) (8)

촜 촜

この規則は、

令和元年七月一日から施行する。

卆

福島県規則第六号

福島県県営住宅等条例施行規則

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

(平成九年福島県規則第八十)

号

0)

一部を次のよう

(行政経営課)

九 九 九

に改正する。

別表第二の一

の表福島県営対馬館団地の項中

0)

号室及び十九号室、三号棟 室から十六号室まで、十八

四号室まで、二号棟の一号

七号室及び九号室から二十

号棟の三号室、

六号室、

室、四号室、六号室、

八号

十号室及び十六号室から二 一号室から八号室まで、

> \circ 八六

C

八八





-四号室まで、

四号棟から

附

福島県訓令第一号

る

令和元年六月二十八日

六 を 十号棟まで 室まで、三号棟の九号室及 び十一号室から十五号室ま 及び二十号室から二十四号 五号室、七号室、十七号室 二号棟の二号室、三号室、 四号室、五号室及び八号室、 号棟の一号室、二号室、 〇・八八八 に改める。

附 則

この規則は、 令和元年七月一日から施行する。

(建築住宅課)

訓

令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め 出 先 機 関本 庁 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

福

の一部を次のように改正する。 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)

中「いわき市小名浜字横町三五番地」を「いわき市小名浜下神白字松下一三番地の二」 に改める。 に従事する職員の項を削り、同表調査船あづまの運行に関する業務に従事する職員の項 別表(仮称)福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センターの開所準備に関する業務

この訓令は、 令和元年七月一日から施行する。

示

福島県告示第百十号

(行政経営課)

2

口述試験及び身体検査

子)の採用試験について、次のとおり定める。の規定により、令和元年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男の規定により、令和元年度陸上自衛隊、海上自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条

令和元年六月二十八日

福島県知事

内 堀 雅 雄

受付期間 試験種目及び試験期日 令和元年七月一日 (月) から同年九月六日 (金) まで

試	ì	T-F-		試	験		日
適性検査	(国語、	数学、社会及	社会及び作文)	令和元年九月二十	12 十	日 (土)	
身体検査				月五日(土)ま	までの間	の 指目	定する一日いから同年十

三 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名称	位	置
会津大学	番地会津若松市一箕町大	箕町大字鶴賀字上居合九十
東日本国際大学	いわき市平鎌田字寿金沢三十七番地	金沢三十七番地
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原	中河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号	地十四号
福島県立テクノアカデミー浜	百十二号南相馬市原町区萱浜字巣掛場四十五番地	字巣掛場四十五番地
所自衛隊福島地方協力本部白河地域事務	白河市立石六十番地一号	一号

から同年九月六日(金)まで

身体 炭 資本	適性検査 筆記試験	試
	国語、	験
	数学、社	種
	社会及び作文	
	作 文	I
令 和	令 和	
工 年	令和元年九1	試
兀 年九月二十	九月二十	試験
工 年	九月二	
兀 年九月二十八日	九月二十一日	験

所 自衛隊福島地方協力本部白河地域事務 福島県立テクノアカデミー浜 福島職業能力開発促進センター 日本大学工学部 会津大学 東日本国際大学 番地 会津若松市一 白河市立石六十番地 百十二号 南相馬市原町区萱浜字巣掛場四十五番地 福島市三河北町七番地十四号 郡山市田村町徳定字中河原 いわき市平鎌田字寿金沢三十七番地 箕町大字鶴賀字上居合九十 号 一番 地

陸上自衛隊福島駐屯地

福島市荒井字原宿

一番地

一番地

名

称

位

置

2 口述試験及び身体検査 電話〇二四―五四六―

(災害対策課

陸上自衛隊郡山駐屯地	名称	
郡山市大槻町字長右	位	
12門林一番地	置	

四 採用時期

福島県知事

内

堀

雅 雄

令和二年三月下旬又は同年四月上旬

<u>Ŧ</u>i. 応募資格

定する欠格条項に該当しないものとする。 を有する女子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号) 令和二年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の日本国籍 第三十八条第一項に規

六 問合せ先

九一九 自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地) 電話〇二四―五四六―

(災害対策課)

福島県告示第百十二号

の採用試験について、次のとおり定める。 士及び二等空士として採用する陸上自衛官、 の規定により、令和元年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条 海上自衛官及び航空自衛官(男子及び女子)

位

置

令和元年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和元年七月一受付期間

日 月

から同年九月六日

(金) まで

採用の区分 般曹候補生

試験種目及び試験期日

1 第一次試験

適性検査 (本)	試
(国語、粉	験
数学、英語	種
英語及び作文)	目
令和元年九月	試
月二十一	験
日 <u>主</u>	期
	目

2 第 一次試験 (第一次試験の合格者のみ行う。)

身体検査	試
	験
	種
	目
日 (水) まで	試
での間の指 (験
指定する一(金)から	期
一日	日

四 1 試験予定会場 第一次試験

福

名称	位	置
会津大学	番地会津若松市一箕町大字	箕町大字鶴賀字上居合九十
東日本国際大学	いわき市平鎌田字寿金沢三十七番地	沢三十七番地
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原	河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号	十四号
福島県立テクノアカデミー浜	百十二号四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十二	于巣掛場四十五番地
所自衛隊福島地方協力本部白河地域事務	中国中学学学学	号

門林一番地	郡山市大槻町字長右ヱ		陸上自衛隊郡山駐屯地
地	福島市荒井字原宿一番		陸上自衛隊福島駐屯地
	位	称	名

Б. 採用時期

令和二年: 一月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当し令和二年四月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊 ないものとする。

問合せ先

一九一九 自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地) 電話〇二四―五四六―

(災害対策課)

航空自衛官(男子及び女子)の採用試験について、次のとおり定める。 年度海上自衛隊及び航空自衛隊の二等海士及び二等空士として採用する海上自衛官及び 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十八条の規定により、令和元福島県告示第百十三号

受付期間

福島県知事

内 堀

雅 雄 令和元年六月二十八日

令和元年七月一 日 月 から同年九月六日(金)まで

航空学生 採用の区分

試験種目及び試験期日 第一次試験

適日理筆	
[選択] [選択]	試
公民又は理科(国語、数学	験
理 数 科 の	種
このうちかれ	н
ら 一 科 地	目
1和元年九	試
九月十六日	験
月	期
	日

2 第 一次試験

七

九一九

自衛隊福島地方協力本部募集課

(福島市南町八十六番地)

電話〇二四―五四六―

県

を卒業見込みの者を含む。)

1

2

試験予定会場 第一 次試験合格者に対して別に示す。 次試験等

兀

第

一次試験

陸上自衛隊郡山駐屯地	名
	称
郡山市大槻町字長ヱ門	位
2林一番地	置

だち会津 ス

八六— 堰字村西三 門田町一ノ 会津若松市

プ

デイサービ

おとも

夢と共生の 21グルー

> 町五―五 会津若松市明和

> 四月 平成三一年

日

型通所介 地域密着

護

(社会福祉課)

有限会社

名事

所 事 業 在 所 地の

名事

事務所の所在地

指定年月日

の 種 類サービス

業 者 称の

業

所 称の

2 一次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

応募資格

<u>Ŧ</u>i.

採用時期

報

令和二年三月下旬又は同年四月上旬

1 は十八歳以上二十一歳未満の者で次のア~ウのいずれかに該当するもの 令和二年四月一日現在、海上自衛隊は十八歳以上二十三歳未満の者、 高等学校又は中等教育学校卒業者(令和二年三月に高等学校又は中等教育学校 航空自衛隊

三月三十一日までに、これに該当する見込みのある者を含む。) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者 (令和) 年

高等専門学校第三学年次修了者(令和二年三月修了見込みの者を含む。)

問合せ先 年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとす 前項ア〜ウのいずれかに該当し、日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和二十九

(災害対策課

福島県告示第百十四号

支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。 宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防 ととされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居 の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるこ 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残 令和元年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和元年六月二十八日

福
島
ı
県
4
告
=
亦
**
第
÷
百
7
+
÷
л
一
뮦
_

四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十 の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。 る同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 令和元年六月二十八日 次

福島県知事 内 堀 雅 雄

第 6 名	巻 介 の 名
変	
更	事業
前	所
変	の所
更	在
後	地
名事業	
素者の	
事業者の主た	
	更前変更後名称事務所の所

(社会福祉課)

福島県告示第百十六号

四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十 る同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用 次

福島県知事

内 堀 雅 雄

ア 鶴 賀 ケ た 設 と 人	寧 ポート タイル 海 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	世店 剤薬局万	局大町店	ター ボイ ボイ サー	名事業所の
五 ヶ鶴市一会 神子 一 五 半 一 五 三 船 昭	一 林 鶴 賀 字 市 一 箕 町 木 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工	一二二四十二二四十二二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	会津若松 四—四〇	三—四一 市城南町	所 在 地
同	医療法人	株式会社	調剤 あさひ	医療法人	名業者の
同	九——	郡山市桑野三丁	五 東京都渋谷区代	九—— 会津若松市一箕	事務所の所在地
日日	一日 月三	〇日 年三月三	一日 年一月三	平成三一年三月三 平成三十二年三月三	廃止年月日
設 人 療短護ンテリ防(介護) (介護予 リハビリ 所) 通護予 (介護・ (介護・ (介護・) で の で で の で で で で で で で で で で で で で で	健 護老人保 介護 介護 介護 介 後期	同	指導 療養管理 (介護予	ス (独自) 地域密着	の 種 類

福島県告示第百十七号

る同法第五十一条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。) により、 た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 次の指定介護機関は当該指定を辞退した。

令和元年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

医療法人正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正<l>正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正正<th>事業所の名称</th></l>	事業所の名称
三一七三二十七三二十七二二十七三十七二十十十二十十十二十二十十二十二十二十二十二十二	事業所の所在地
院 生会 佐藤医 正	事業者の名称
三一七三二十七二二十七二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	事務所の所在地事業者の主たる
月三一日平成三一年三	年 月 日

(社会福祉課)

福島県告示第百十八号

供する。 計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和元年六月二十八日から二週間一般の縦覧にしいて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路でいて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路では、日東二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

令和元年六月二十八日

福島県知事
内
堀
雅
雄

	一 一 一 般 写 号 道	路 線 名
一三七番地先から会津若松市中央三丁目	番四地先まで 一三七番地先から 同 市扇町一二二 会津若松市中央三丁目	区
から	町一二二 から 日二二	間
変更後	変更前	の変変 更更 別後前
B 一九·九~	B A 一 三 九・九・九・九 九・九~	敷地の幅員
五〇〇・七	よ・○○b 国・ 六 国b	(メートル) 長

(社会福祉課)

番四地先まで雨扇町 市扇町一二二

(道路計画課)

福島県告示第百十九号

計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供す ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

令和元年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅

雄

(道路計画課)				
二六〇・四	二 九 一 · 八 八	変更後	で 一 一 一 大字野上 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
1六〇・四	一九 五・八 七	変更前	から、アルスでは アルスでは、アルスでは アルスでは、アルでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルでは、アルスでは、アルでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルスでは、アルでは、アルでは、アルでは、アルでは、アルでは、アルでは、アルでは、アル	二八八号
(メートル)	(メートル)	の変 見 別後	区	路
延長	敷地の幅員	更		ķ

福

令和元年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。松建設事務所で令和元年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。松建設事務所で令和元年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若の規定に基づき、次の道路の 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、福島県告示第百二十号

令和元年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	路
道 一 一 八	線
八 号	h
	名
で同先会か津	供
ら 若 松	用
市市	開
可央	始
三目	Ø
四 三	区
先 番 地	間
	供
#	用
年	開
令和元年六月一	始
	0
一 八 日	期
日	日

福島県告示第百二十一号

第五十七号)第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 のとおり指定を解除する。

(道路計画課)

令和元年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

上ノ	船渡	金洗	小公	舘堀	区
ú	船渡ノ上	1/4	谷川端	掘 1 号	域
	1		2111	7	名
同	上同	大沼	同	堀 会津	
郡昭	郡同	大沼郡金山町大字		堀会津若松市門田町大字面川字舘	
和村	町	山町	市大	市門	区
郡昭和村大字野尻字上ノ山	· 大 字	大字	大戸町小谷川端	<u>田</u> 町	
野尻	Щ П	川口	小谷	大字	域
字上	大字川口字金洗道	川口字金洗	川端	面川	
ノ 山	洗 道	洗		字舘	
急煙	急	急傾	急傾	急傾斜	現原土
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地	斜曲	現象の種類原因となる自然土砂災害の発生
地の品	の品	地の品	地の崩壊	地の崩壊	性なられるの数
壊	壊	壊	壊	壊	自発然生
				次の	区
				図 の	- 域 の
				次の図のとお	区域の範囲
				ŋ	

災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂

砂 防 課

福島県告示第百二十二号

第五十七号)第九条第八項の規定により、 おり指定を解除する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 土砂災害特別警戒区域の全部について次のと

令和元年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土砂災害の発生	
自然現象により	区域の範囲及び

福

を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供

砂防課

公

災						
災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置い(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川	上ノ	船渡	金洗	小台	舘 堀	区
別警戒図」	ノ山	デ 上	, ,	川端	舘 堀 1 号	域
				1,4		名名
域を必	同	上同	大沼	同	堀 会津	
が管と	郡昭	郡同	郡金		若松	
りるった	和村	町	山町	市大	市門	区
福島県 別	大字	大字	大沼郡金山町大字川口	戸町	田町	
景 酉 重	野尻	川口	川口	市大戸町小谷川端	大字	域
取る 福島	昭和村大字野尻字上ノ山	大字川口字金洗道	[字金洗	端端	堀会津若松市門田町大字面川字舘	
建設事務所に面を福島県土	ノ山		洗		字舘	
備 部	急傾	急	急傾	急傾	急	現原
	急傾斜地の	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の	急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然
置いて縦河川港湾	地の品	の品	地の品	地の品	の品	性な類る
覧 総に室	崩壊	壊	壊	崩壊	壊	然
て縦覧に供する。) 港湾総室砂防課及び当該土砂					次の	衝る建撃と築
る課。					図 の	サ想定
当当					次の図のとお	衝撃ると想定される建築物に作用す
該 土					ŋ	るす
仯						

公告第53号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県漁業調査指導船建造0101 工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年6月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 福島県漁業調査指導船建造0101工事
 - (2) 調達をする件名及び数量 漁業調査指導船 一式
 - (3) 工事概要
 - ア 船種 第三種漁船
 - イ 航行区域 A 1 水域及びA 2 水域
 - ウ 船質 軽合金製
 - エ 船型 滑走型又は半滑走型の高速艇
 - オ 全長 約26.40 m
 - カ 幅 (型) 4.60m
 - キ 深さ (型) 2.00m
 - ク 計画喫水(型) 0.80m
 - ケ 計画総トン数 約36トン
 - コ 航海速力 15ノット以上
 - サ 最大搭載人員 7名
 - シ その他 入札説明書及び建造仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
 - (4) 納入期限 令和2年12月25日(金)
 - (5) 納入場所 福島県相馬市松川浦漁港
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要

な資格の確認を受けた者であること。

令和元年6月28日 金曜日

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 平成21年7月1日から令和元年6月30日までの間において、船質がアルミ軽合金製であり、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第5条に規定する総トン数が30トン以上の漁業調査指導船、漁業取締船、巡視艇又は警備艇等の官公庁船を建造した実績を有する者であること。
- (5) 建造船舶の溶接工事を全て屋内で施工できる施設を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、入札説明書に定める技術審査資料を添付して、令和元年7月22日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、一般書留又は簡易書留により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県農林水産部農林水産総室農林総務課

電 話 024-521-7394

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、令和元年 6 月 28日(金)から同年 7 月 17日(水)まで(土曜日、日曜日及び同月 15日を除く。)の午前 8 時 30分から午後 5 時まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

- 5 入札説明書等の配布等
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) 入札説明書等の郵送による配布は行わない。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和元年8月7日(水)午後4時
 - (2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、一般書留又は簡易書留により行うものとし、令和元年8月6日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めな
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、 法人の役員又はその使用人)が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その

者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しない。 なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、 福島県は、これを一切賠償しない。

その他 11

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 入札方法 10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分 の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 落札者の決定方法 行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否 要
- 詳細は、入札説明書等による。 その他

Summary

- Nature and quantity of the products to be manufactured: Fisheries (1) Research Vessel lunit
- Time-limit of tender (by hand): 4:00 p.m., 7 August 2019
- Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 August 2019
- Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7394

(農林総務課)

土地改良法 (四 付を受けたので、 公告第五十五号 柱田東地区に係る県営農地保全整備事業の工事は平成三十年十一月十九日完了したの 項の規定により、 都市計画法(昭和 課 縦覧場所 縦覧に供する図書 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査 総括図、計画図及び計画書の写 **令和元年六月二十八日** 令和元年六月二十八日 (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の1 次のとおり縦覧に供する。 いわき市からいわき都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第 年法律第百号) 福島県知 福島県知 第 事 事 二項 内 内 の規定により、 都市計画課) (農村計画課) 堀 堀 雅 雅

リサイクル適性(A)

雄

雄